

おとな分科会について

1 設立趣旨

おとな分科会の開催にあたっては、市内の障害のある 18 歳以上の方々を取り巻く課題を集約する組織づくりの前身として、平成 28 年度からおとな部会サロンを立ち上げ、議論を行ってきた。

就労についてはこれまでも当事者活動や就労継続支援 A 型・B 型事業所の商品販促活動を通じた事業所 PR 活動など、市内でも活発な活動が行われており、それぞれの活動の参加者の意見も集約してきた。

障害のある方の就労については、障害者雇用促進法の改正に伴う一般就労の機会の拡大がある一方で、久留米市においては就労継続支援 A 型・B 型の事業所数の増加もみられている。就労をしたいという意欲や、できる能力があっても就労系サービスを使い続ける、または就労適齢期に最初から福祉サービスの利用を勧められるという現状が垣間見られた。久留米市の第 5 期障害福祉計画でも福祉施設から一般就労への移行等に目標値が設置された。このような流れの中、これまで障害のある方の今後の「はたらく」を応援する仕組み作りを模索し、障害福祉サービス事業所（就労継続支援 A 型事業所）勉強会を開催するなど一定の役割を果たしてきた。

障害者が仕事に就き働き続けるためには、就労に必要な知識や技術の習得はもとより、就労も含めた生活全般に対する総合的な支援があることも必要である。今後は障害のある方の「生活」に視点を向けて久留米市における現状の把握と課題の抽出、解決の方法を探るため分科会を開催していく。

2 分科会構成

非掲載

3 これまでの取り組み ＜令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月まで＞

（1）目標

- ・人は生活をするうえで様々な場面において意思決定を行い、選択をすることで生きている。これは障害の有無には関わらない、人としての権利である。障害のある方が様々な生活場面の中で自らの意思による決定や選択ができる街を目指して、まずは現状を確認するためのアンケートを作成することとした。
- ・就労継続支援 A 型事業所勉強会は、令和 4 年までは基幹相談支援センターとおとな分科会に所属していた A 型事業所とが事務局となり企画・運営を行ってきたが、令和 5 年度より就労継続支援 A 型事業所 5 事業所が自主的に事務局を担い、勉強会の企画・運営を行っていく体制へ移行する。
- ・令和 7 年度施行の就労選択支援事業に向けて、市内の対象事業所に対して就労アセスメントの意義と価値について共有するための準備を行う。

(2) 取組み

1) 開催回数（令和5年8月から令和6年7月まで）

・分科会開催

令和5年度

第1回 令和5年8月18日開催

第2回 令和5年10月17日開催

第3回 令和5年12月19日開催

第4回 令和6年2月22日開催

令和6年度

第1回 令和6年4月17日開催

第2回 令和6年6月28日開催

以上、計6回開催

・事務局会議 開催なし

・障害福祉サービス（就労継続支援A型）事業所勉強会

令和5年度

第2回 令和5年11月15日開催

令和6年度

第1回 令和6年5月17日開催

以上、計2回開催

・障害福祉サービス（就労継続支援A型）事業所勉強会事務局会議

第1回 令和5年8月17日開催

第2回 令和5年9月22日開催

第3回 令和5年11月9日開催

第4回 令和6年3月18日開催

第5回 令和6年3月7日開催

以上、計5回開催

・就労アセスメント勉強会

第1回 令和5年10月25日開催

第2回 令和6年5月16日開催

以上、計1回開催

2) 協議した内容

【分科会】

障害福祉サービスをご利用の方について、日常生活の場は施設やグループホーム、就労系サービスや生活介護と様々であるが、そこでは当事者の意思決定が尊重されているのか、また、十分に情報にアクセスできる環境にあり、自己選択の幅はあるのか、分科会の中でそれぞれ事例を出し合い情報共有を行った。事例の共有化から、人生における自己選択は、進路、自らの命にかかわる治療行為、住居、施設における職員から提示される選択肢等、生活の瞬間に訪れる多種多様なものがあることから、本分科会としては現在の生活状況と障害福祉サービス利用中の意思決定・自己選択がどれだけ当事者の満足がいくものとなっているのかアンケートにて意見の集約を図ることとした。アンケー

トの質問項目については分科会のメンバーから素案を求め、集計・修正をかけている。今後は意思決定支援について各障害福祉サービス支援者を対象とした研修会を企画したい。

【就労継続支援 A 型勉強会】

就労継続支援 A 型勉強会においては、令和 5 年 8 月より事務局にこれまでの 2 事業所に加えて 3 事業所が加わった。勉強会については年 2 回、5 月と 11 月に開催することが決定。内容としては、①各事業所の取り組みと課題、②課題に基づくグループワーク③意見の共有を基本に組み立てていく。

令和 5 年度第 2 回勉強会は令和 5 年 11 月 15 日市役所 4 階会議室にて行われ、14 事業所 27 名の参加があった。ある事業所の取り組みと課題として「生産活動強化（生産活動による収入が利用者賃金を下回る。利用者の能力の幅、適性により、人員がいても施設外就労先とマッチングせず、必要人員を確保できない時がある）」、「支援力向上（作業が限定的な利用者の能力向上のための支援の模索、ピアサポーターの配置、研修・視察・学会等へ計画的に参加できる体制づくり）」が挙げられた。

令和 6 年度第 1 回勉強会は令和 6 年 5 月 17 日市役所 4 階会議室にて行われ、17 事業所 33 名の参加があった。市障害者福祉課より令和 6 年度報酬改定の説明がなされ、その後「福笑い」における取り組みについて事業所報告があった。課題としてはサービス管理責任者が行っている多大な業務の分担をいかに図るか、また業務分担後の責任の所在が挙げられた。

【就労アセスメントに関する勉強会】

就労アセスメントに関する勉強会については、第 1 回勉強会が令和 5 年 10 月 25 日に開催され、市障害者福祉課より就労選択支援事業の創設と当時の国からの情報の伝達、その後障害者自立訓練サポートセンターから、八女市における就労アセスメント（いわゆる直 B）の実践についての報告と就労アセスメントの評価の視点、実施の留意事項などの説明が行われた。

第 2 回勉強会は令和 6 年 5 月 16 日市役所 4 階会議室にて開催され、市障害者福祉課より就労選択支援事業創設後の対象者の拡大、実施主体、人員配置・要件の説明があり、その後おとな分科会の活動内容の報告、福岡県障害者職業支援センターより就労アセスメントにおける基本的な考え方や視点について講義が行われた。

3) 成果

- ・就労継続支援 A 型勉強会を 2 回開催
 - ア) 各事業所の取り組みについて共有ができた
 - イ) 報酬改定後の運営課題について情報共有ができた
- ・就労アセスメントに関する勉強会を開催
 - ア) 新たに設置される就労選択支援事業に関する情報共有ができた
 - イ) 就労アセスメントの基礎を振り返り、アセスメントに関する意義と価値について共有することができた

4 課題

- ・当事者の意思決定に関して議論を深める中で、日常生活において直接的な介助・介護を必要とする時間が長いほど支援者の影響を受けやすいのではないかと意見が出た。また、障害があるがゆえに将来の意思決定について諦めや希望が持てない方もいるのではないかと意見が出た。アンケート作成に当たっては当事者の年齢、障害種別、障害の程度、日中活動の有無と障害福祉サービスの利用頻度、また権利擁護に関する質問項目を加え、当事者の意思決定が制限される要因、または意思決定についてどのような支援があればよいかを探る必要がある。
- ・就労継続支援 A 型勉強会については、今年度は報酬改定もあり生産活動の収支、特に施設外就労に関して求められる作業内容・人数をまかないきれず、施設外就労の仕事が受けたくても受けられないという運営課題や、個別支援計画の作成や担当者会議への出席などのサービス管理責任者としての業務に加え、営業活動などの業務が集中しやすいサービス管理責任者の役割を分担したほうが業務はスムーズであるが、人材の不足や分担した役割の責任の所在について多くの事業所が課題を抱えていることが分かった。
- ・就労選択支援事業については、現在の就労移行事業所の就労アセスメントに対する捉え方も異なる現状があり、その意義と価値を再確認する必要がある。就労選択支援事業の運営を行う事業所によって当事者の就労選択に差がでにくいような仕組みづくりとして、就労アセスメントの意義と価値について共有する枠組みを作っていく必要がある。

5 事業計画＜令和 6 年 8 月以降の取組み＞

(1) 目標

- ・障害者の意思決定場面で当事者がどのようなところで制限や不自由さを感じているのかを把握し、支援者への意思決定支援に関しての啓発・資質向上を図る
- ・就労継続支援 A 型勉強会を通して就労継続支援 A 型事業所の横のつながりを強化する
- ・就労選択支援事業の新たな設置に向けて、就労アセスメントの在り方について国の動向とあわせて久留米市の有志の事業所と情報共有を強化していく

(2) 取組み

1) 内容

ア) 意思決定支援について

当事者の意思決定支援について基幹相談支援センターとともに研修会を企画
おとな分科会所属のメンバーの法人が運営する事業所の利用者に対して、意思決定に関するアンケートを取り、分析を行う。当事者の意思決定については周囲の関係者の関わり方によって左右されることがあり、意思決定支援については直接支援にあたる支援者に対する研修が必要と考える。基幹相談支援センターの企画する研修会とコラボレーションを行い、研修企画を行っていきたい。

イ) 就労継続支援 A 型勉強会

今後も就労継続支援 A 型事業所を中心とした事務局による企画・運営を行っていく。
年間 2 回の開催を予定。

ウ) 就労選択支援事業に向けて

就労移行支援事業所を中心として、勉強会の企画を行う。国の動きに合わせて勉強会等の開催を予定。

2) 開催予定回数

・分科会

2 か月ごとに開催予定（計 6 回を予定）。進捗によって随時開催。

・分科会事務局会議

分科会の方向性を確認、また企画会議を予定。基本的には分科会の隔月を予定とするが、状況に応じて随時開催。

・就労継続支援 A 型勉強会

年 2 回（5 月、11 月）開催を予定。

・障害福祉サービス（就労継続支援 A 型）事業所勉強会事務局会議

就労継続支援 A 型事務局による随時開催と、勉強会の方向性については分科会との連携を図り役割分担の会議を開催する。

・就労選択支援事業に向けての勉強会

今後就労移行支援事業所を中心とした話し合いを持つ。

(3) 期待される成果

・意思決定支援に関する研修会

当事者の意思決定に関しては、選択肢の十分な提供、意思の形成についての支援、意思表示についての支援、意志の実現についての支援が必要であろう。今年度アンケートを作成し、回収・分析の元で現状久留米市の当事者が意思決定に関してどのような課題を感じているのかを明らかにしたのちに、支援者に対して情報共有を行うとともに、研修会を通して支援に携わる支援者の資質向上を図りたい。

・就労継続支援 A 型勉強会

各事業所の取り組みを通してグループワークを行うことで、他事業所がどのような工夫を行っているか、また課題について共有する。特に運営面で厳しさを増す状況にある中で、当事者にとって必要な就労の場をいかに提供していくか、また一般就労に向けた訓練的支援についての情報共有の場となることを期待する。

・就労選択支援事業に向けての勉強会

就労アセスメントの在り方について、本事業を運営する事業所が共通認識を持つことにより、事業所によって当事者の進路結果に差が生まれにくい環境を整備していく。